

日本IT書紀

142 会計処理

08 宜試篇
卷之二十 稜威

佃 均



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細な内容は <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。

会計処理

一

新しいビジネスモデルが誕生し、鉄鋼、電力、機械、物流、商業、鉄道といった様々な分野の民間企業が相次いでコンピュータを導入し始めていたとき、行政の分野でもこれまでにない動きが起こっていた。

行政分野に電子計算機を適用するに当たって、

——標準化と共通化を進めるべきである。

というのである。

「いまさら」の感があるが、計算機がメーカーごとに異なるアーキテクチャで作られていることが何の不思議もなく受け止められていた当時としては、画期的なことだった。

一九六八年の六月、行政管理庁は次のようなコメントを出した。

各省庁は国会開会中は国会向け資料の作成、一方では審議会に振り回され、肝心の行政はなおぎりの傾向がなくも

ない。そのうえ行政に当って整備されたデータもなく、カーンで行政しているのは何ともオンマツではないか。

この言葉は二十一世紀の現在にもそっくり当てはまる。そのことはさておき、この当時、役所というものがどのような位置づけであったか、それを知るには、終戦からの政府組織の流れを理解しておく必要がある。

幣原喜重郎内閣に始まる戦後の政府組織を特徴づけるのは、復員省と戦後復興庁である。この省庁の守備範囲は既存の役所の枠を超え、かつ首相直属の強い権限を持っていた。戦後処理は政府の最優先事項だった。

復員省は四五年十二月一日に設置されている。

当初は第一、第二の二つの省で成っていたが、四六年六月「庁」に格下げされ、四七年十月に廃止された。代わって賠償庁が設けられ、サンフランシスコ講和条約の発効を待つて五二年四月に廃止された。以後、第二次大戦の戦後処理にかかわる省庁は設置されていない。

戦後復興院は四五年十一月五日に設置され、四七年一月十三日に廃止された。これに伴い経済安定本部、物価庁、行政調査部に分かれ、このうち経済安定本部の経済対策部門と物価庁が中央経済調査庁と合流して経済審議庁となり、五五年七月に経済企画庁に再編された。

その過程で行政機関への巡察機能や法制度の調査・調整機能などが行政調査部に編入され、四八年七月に行政管理庁が発足した。

行政管理庁は、中央省庁ばかりでなく、地方公共団体に対しても、予算執行や行政措置が適切に行われているかについて巡察権を持ち、文字通り行政の管理監視機構として強い発言力を持っていた。その長官は首相が兼務することも珍しくなかった。

その役所が発した「整備されたデータもなく、カンで行政しているのは何ともオソマツではないか」という言葉には重みがあった。ただ厭味で言ったわけではなく、_、拗つて立つところ_、があった。六五年五月七日の閣議決定「行政事務運営の改善について」がそれである。

一、電子計算機の利用に関し、新規適用業務の拡大、利用技術の開発、各種標準化などについて調査研究を行うこと。

一、電子計算機の利用の隘路となっている諸問題を解決するための措置を積極的に講じるとともに、各省庁に対する助言指導の体制を整備すること。

一、各省庁における電子計算機要員の養成を推進するとともに、基幹要員の研修を統一的に行うこと。

一、大型電子計算機器の開発に伴い、各省庁による共同利用の推進、および行政施策の遂行に必要な情報の総合的利用を図るための調査研究体制を整備すること。

以上の四点が行政管理庁に委ねられた。

同年二月に発足していた行政事務機械化研究会の報告書に基づいて同庁内に「行政能率調査班」が設置され、清正清、百崎英などがここに配属された。彼らが中心となって策定したのが「行政改革計画」である。

国の機関が「行政改革」という言葉を使ったのは、おそらくこれが最初だった。ただし、六六年にまとめられた計画は大雑把な方向性を示すにとどまり、具体的な詳細は六年七月まで待たなければならぬ。

行政管理庁はまず、国の機関における電子計算機の利用状況を調査した。

それによると、当時の中央省庁で稼動していた電子計算機は合計で百十五台だった。六八年度における年間賃借料の合計は八十五台で四十六億円、残り三十台は六〇年から六七年までに総額八億七千万円で買い取ったものであり、また総額六億一千万円が外部委託費として計上されていた。ちなみに電子計算機の設置台数が最も多かったのは防衛

序で二十五台だった。次いで運輸省の十五台、通産省の十四台、科学技術庁の十台、農林省の七台などである。

メーカー別に見ると、次のようだった。

日本電気 三十一台 (NEAC2200…十五台)

日立製作所 二十三台 (HITAC8400…六台)

沖電気工業 十六台 (OUK1050…六台)

UNIVAC 十二台 (UNIVAC1104…七台)

東京芝浦電気 十台 (TOSBAC3400…八台)

富士通 八台 (FACOM230…六台)

その他 十五台

見事なまでにIBM、NCRなど外国製マシンが排除されている。

二

この報告書は、併せて課題を指摘した。

まず取り上げたのは要員の不足という問題だった。公的な報告書で「システムエンジニア」という言葉を使った最初である。

(原文ママ)

電子計算機要員、とくにシステムエンジニアの確保ならびに養成が十分でなく、また優秀な要員が民間企業などへ引抜かれる事例も数多い。高度なシステムエンジニアの教育については、各省庁だけで教育養成することが困難な実情にあるので、政府として統一的な養成機関が必要である。

次に指摘したのは、各省庁が採用している計算機のデータやプログラムに互換性がないという問題だった。報告書の作成者たちもこの問題は一朝一夕に解決できないことを理解していたが、制度運営上の課題を次のように指摘しているのは先見の明があったというべきであろう。

各省庁を通じて同一の事務(たとえば給与計算)を機械化している場合でも、その処理方式はそれぞれ独自に開発されたもので異なっている。このためデータ要素ならびにコードも各省庁がまったく個々に作成しているのが現状である。またシステム設計上の各種用語、フローチャート(事務流れ図)の作成方法も各省庁まちまちである。

つまり、中央省庁の計算機利用の基盤として、データ項

目の配置や用語の統一、コードの標準化などを図るべきであるとし、さらにフローチャートの作成方法にも言及している。事務の流れということとは、すなわち事務手続きの標準化すら視野に入れていたことになる。

第三は前項と重複しているように見えるが、データ構造が異なるために情報を共有したり集計・分析できない問題を指摘している。

各省庁が利用している機械の種類は約四〇種類に達する。これは各省庁それぞれの業務にあわせて選定したものであり、利用する各局、部、課ではとくに問題はない。しかし、データの相互交換の必要性が生じるシステムではデータ交換に大きな支障をきたすことになる。また新しい機械に交換する場合にもプログラムならびにシステムの接続に問題が生じている。

各省庁がデータ媒体として主として使用している磁気テープについても規格が統一されていない。また省でも異なる機種が導入されており、これらについても今後解決することが問題となるう。

異機種間の互換性確保が技術的に難しいことを承知の上で重複する内容をあえて述べたのは、あるいは機種の統一

を念頭においてのことであつたのではないか、という想像を惹起させる。行政管理庁が当時、それほどの力を發揮できたかどうかは定かでないが、首相直轄の組織として法令化することは可能だったかもしれない。

第四点目はパンチ業務についてだつた。キーボードからダイレクトにデータを入力する方法がなかつた当時、カードパンチの業務はウエイトが大きかつた。

とくに大量の入力データ作成を要する省庁では、キーパンチの時間を労力確保に努力を要するのが現状である。入力データ作成の際の記入ミスも機械化の場合の問題となつている。

入力データ作成を改良する調査研究が必要である。

第五点目は機械化推進組織についてだつた。

電子計算機の導入が急速に進んだので、各省庁とも機械化担当組織は必ずしも実状に合っていないのがみられる。また、省庁によつては電子計算機が各局課毎に導入されているので、利用技術が組織的に統合化されていない面がある。将来、電子計算機を主軸としての省の組織を社会の変化に対する体制に切りかえることが考慮さ

れるべきである。

どれもこれも正鵠を衝いた指摘だった。行政改革計画はここからスタートした。

三

行政管理庁が報告書を発表してほどなく、六八年七月十五日のこと、日本経済団体連合会が国税庁に会計処理に関する申し入れを行った。

表題は「電子計算会計の税務上の取扱いに関する意見」である。その全文が残っていた。二十一世紀のこんにちでさえ有用と思えるのでここに掲載しておく。

「電子計算会計の税務上の取扱いに関する意見」

近年の企業経営の態様は技術革新の高度化と相まって、ますます多様化、高度化ならびに国際化が進み、企業の経営上、総合的かつ高度の判断を迅速に行なうことが今後ますます重要になるが、その一環として電子計算機の導入による経営管理はもはや必須条件というべき段階に立ち至っている。

しかるにわが国の現状において、企業への電子計算機

の導入状況は未だ十分でなく、とくに企業会計部門への導入は一般に立ち遅れの実情にある。よってこの際、電子計算機による企業会計の合理化、迅速化を検討する必要があるが、税法上の取扱いにおいて、これを助長するような措置を講ずる必要がある。

現在は、電子計算会計の普及の過渡的な段階であり、電子計算会計の普及度について企業間隔差が大きいと思われる。また将来、オンラインシステム等の進展により企業間隔差がますます拡大することも想定される。そこで現行の税務の取扱いを固定化していると、企業会計の合理化、迅速化に差し支える事態も予想される。

よって電子計算機導入の結果招来される法定様式の変化、会計思考の変更等に対して税法が前進的かつ寛容的立場に立つ必要があり、少なくとも税法上の取扱いにおいて、電子計算会計の進展を阻害することのないよう望みたい。

記

一、電子計算機による会計処理を行なっている場合の中
間媒体物（紙テープ、カード、磁気テープ、磁気ディスク等）の保存については電子計算機の導入方式、

導入過程により個々の企業の実体が区々であるので、

一律に法令で規制することなく、いわゆるアグリメント方式によつて、個々の企業の実態に応じた取扱いによることが望ましい。実態によつてたとえば次のような方法が考えられる。

(a) 原始伝票と貸借対照表および損益計算上の勘定との中間に明細表（企業内管理目的用の明細表で可）が作成されているときは中間媒体物の保存につき規制しないものとする。

(b) 伝票またはカードの保存に代えて、会計処理過程を示すものとしては、伝票またはカードによるソースデータを一定の基準により集約・整理した形で、必要な記録を磁気テープ等の磁気ファイルにより保存することも認めること。

なお、材料受払伝票、購入伝票のごとく毎月大量に発生するものは短期間の保存で足りるものとする。

二、電子計算機による計算結果と原始記録との照査に必要な場合には、計算過程を示すゼネラルフローチャートを保存する等、必要最少限度（範囲については業種別あるいは企業別に企業と税務当局とで予め定める）の資料保存でもって足りるものとする。

三、税務調査に当つては、企業経理の実態に即応して、

原始記録の抜き検査、あるいは統計的手法の併用等の方式を採るとともに、プログラムやゼネラルフローチャートによる計算過程の調査によりその処理方法の妥当性を判断することに主眼を置くものとする。

各企業の電子計算機を使用した調査、たとえば調査対象期のプログラムによる計算処理の再現（テストラン）等はきわめて手数を要し企業における電子計算機の使用の日程を混乱させ、その効率的使用を妨げることにもなるので、これを行なわないものとする。

四、電子計算機で作成される会計資料のうち、もっぱら経営管理目的にのみ属するプログラムやアウトプット諸表等は、税務調査の対象から除外する。

プログラム言語の種類の選択を含め、ソフトウェアならびにハードウェアの選択は、企業の自主性に委ねるものとする。

五、事務機械の能率化・効率化に資するため、売上の計上基準等につき便法を認めること。

機械処理の制約から原票の締切日を特定して、たとえば支店営業所の発送日基準をとる場合等において

も、これが継続的に採用されている限り税務上認め
るものとする。

六、不可避免的に発生する単純なミスに基づく誤謬であつても、これが重大なエラーでない場合、あるいは当
月度修正が電子計算機の日程等により著しく困難な
場合等において翌月修正方式を認める。

七、電子計算機の日進月歩の状況に即応し、また企業会
計部門への導入の進展に即して、電子計算会計の税
法上の取り扱いも定めるものとし、当面、法令をも
つて固定化することなく国税庁長官通達等により十
分に弾力的な運用を図る。

四

この意見書は、経済団体連合会の電子計算会計懇談会が
六五年度から検討を進めていたものだった。アンケート調
査の結果は、東京証券取引所上場の一千十社のうち、八百
六十八社がすでに何らかの形で会計処理に電子計算機（な
いしP.C.S.）を適用している実態が明らかになったからで
ある。

当時の言葉を使えば「EDP会計」というもので、電子
計算機の普及に対応した法制度の見直しを求める第一歩と

なった。

十月二十日、今度はEDPユーザー団体連合会が自治省
に要望書を提出した。住民税算定のために地方自治体が企
業に求める源泉徴収票についてだった。自治体は企業に源
泉徴収票を手作業で記入するよう求めていたが、これでは
給与計算業務に計算機を適用しても、手作業が残る以上、
期待した効率が達成できない。

これについて自治省は、
「今年度はすでに実務実行段階に入っているため無理だ
が、次年度には実現できるように前向きに取り組みたい」
と回答した。

実際に作業を行うのは各自治体であって、自治省はあく
まで指導するに過ぎない。しかものちの時代と違い、一九
六〇年代は地方分権の意識がより強固であったから、自治
省は比較的気楽に「前向きに検討する」と回答することが
できた。

ところが国税庁はそう簡単には行かなかつた。国税庁の
査察調査部長だった工藤振作は、

「企業が電子計算機を会計部門に導入していくことにつ
いて税法上の帳簿保存義務がブレイキとなっていけないこ
とは、これは当然のことと思う」

と述べつつ、

「ただ、商法が要求する帳簿保存義務、税法上のそれが飛躍的に姿を変えて原始伝票と結論の貸借対照表、明細表というだけでは、第三者の税務署に安心感を与えるかどうか」と懸念を示した。

つまり商法の規定を乗り越えることができるかどうか、という問題を逆に示し、真正面から論じること避けて、ただちに改善するとは回答しなかった。経団連はなおも検討を続け、

——青色申告の精神は、商法が定めるとおりに帳簿を記録することにはかならない。
と定義し、

——すなわち改めるべきは商法の規定である。
という結論に達した。

同年十二月、今度は東京商工会議所が経団連との連名で、「株式会社」の文書事務の合理化等に関する商法改正意見を提出した。

そこには

——マイクロ写真、電子計算機による記録を、商業簿記、株主名簿、議事録、社債原簿その他営業上の重要文書として認める旨、商法に明記するよう。

という要望が盛り込まれていた。

国税庁はなお態度をはつきりさせなかった。このとき行政管理局が調整に入った。国税にかかわる法律改正問題となれば、行政管理の領域である。

補注

復員省 第一、第二復員省とも大臣は首相が兼務した。第一次吉田内閣の四六年六月「復員庁」となり、初代総裁に幣原喜重郎が、片山内閣では笹森順一(賠償庁長官を兼務)が就任した。

経済安定本部 通称「安本」。一九四六年二月十六日決定の「経済危機緊急対策」の推進本部として構想され、GHQからも米国の経済安定局を念頭において設置が提案されていた。首相―長官の下に五部があり、省庁を越えて物資の生産・配給・消費・労務、物価、金融、輸送などに関する政策を企画立案するとともに各省庁を統合調整する中枢機関だった。片山内閣で経済復興会議と連携し、予算編成権で大蔵省と競合する新しい官僚機構となりのちの経済企画庁に改組された。

行政事務機械化研究会 行政管理庁の内部組織として発足した行政能率調査班を母体に、一九五〇年代から六〇年代にかけて中央省庁や地方公共団体の機械化方策を検討する横断組織となった。

一九六五年財団法人・行政事務機械化研究会として独立し、七〇年「行政情報システム研究所」に改称した。

清正 清 せいしやう・きよし/1917~1983。行政管理庁の職員として早くから行政事務への電子計算機の適用を提唱して行政能率調査班を編成した。このため通産省と共同で電子計算機普及策を策定し、併せて行政事務機械化研究会の発足を主導した。行政管理局情報システム担当管理官、行政監察審議会を経て七七年七月行政情報システム研究所理事長となった。国産コンピュータ産業の振興策で、全国の地方公共団体をブロック化して国

産メーカーに割り当てる案を策定したほか、情報産業議員連盟の発足に際して平松守彦と連携した。

百崎 英 ももさき・ひでる/1931~ .. 日本統治下の京城府(ソウル)に生まれ、幼少時に佐賀県に移転した。五八年東京大学法学部を出て行政管理庁に入った。八一年秘書課長、八八年総務庁統計局長、行政管理局長を経て九〇年総務庁行政管理局長、総務事務次官。九一年七月社団法人・行政情報システム研究所理事長となった。

日本IT書紀 142 会計処理

著 者：佃 均

発行者：（特非）オープンソースソフトウェア協会

<http://www.ossaj.org/>

info@ossaj.org

発行日：2023年4月10日

本作品は2004年-2005年ナレイ出版局より刊行された「日本 IT書紀」全5分冊を底本とし、原著者が一部改定を加えたものを複数の電子書籍に再構成して CC-BY-NC-ND ライセンスにより公開します。



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細な内容は <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。